

第 1 章

立地適正化計画とは

1.立地適正化計画について

(1) 策定の背景と目的

全国的に急激な人口減少、少子高齢化が進む中、市街地においては拡散した低密度な市街地の発生を背景に、誰もが安心できる健康で快適な生活環境の実現、財政面および経済面からみて持続可能な都市経営を行うことが、大きな課題となっています。

このような背景を踏まえ、「都市機能を集約したコンパクトなまちづくり」と「公共交通によるネットワーク」の連携による「コンパクト・プラス・ネットワーク」を基本とした都市再生特別措置法の一部改正が平成26年8月1日に施行され、従来の都市構造からコンパクトな都市構造への転換を目指した取組が全国的に動き出しています。

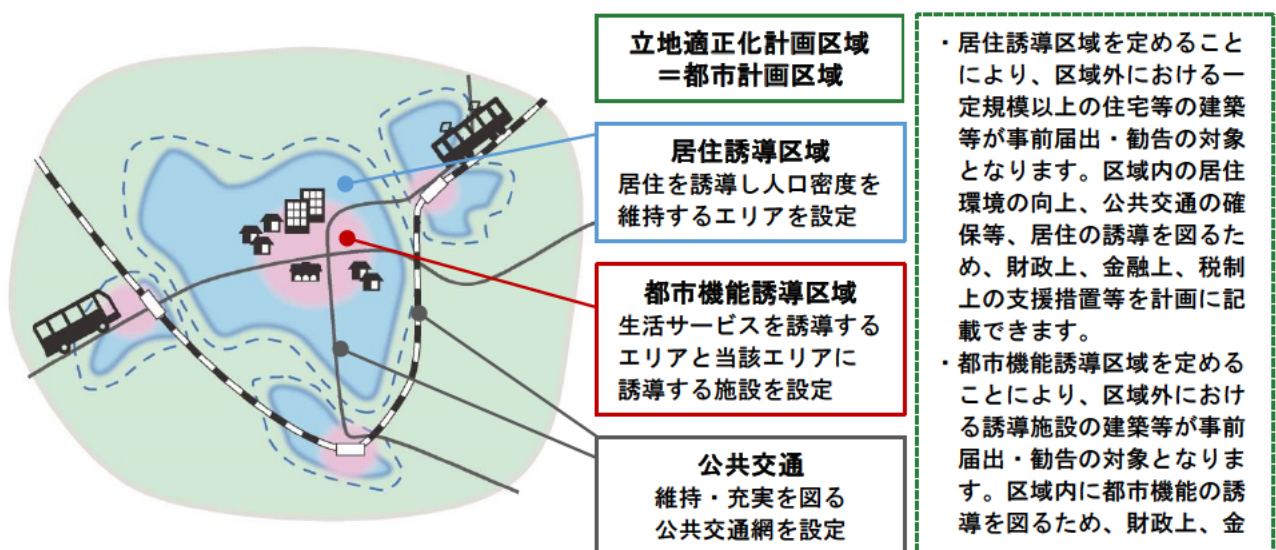
八女市では平成18年に上陽地域、平成22年に黒木地域、立花地域、星野地域、矢部地域が合併し、新たに市域が拡大するとともに、近年の人口減少や少子高齢化に起因した将来人口の激減、税収の減少、行政コストの拡大が予測され、現在の都市構造のまま放っておくと、負のスパイラルに陥ることが危惧されます。

このような中、平成26年に都市再生特別措置法の改正により創設された立地適正化計画を立案し、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進することにより、負のスパイラルを回避し、持続可能な都市づくりを進めていく必要性が高まってきました。

(2) 立地適正化計画の概要

○立地適正化計画とは、平成26年8月に改正された都市再生特別措置法に基づく都市計画制度のひとつで、都市全体の観点から居住や福祉、医療、商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関して定める包括的なマスタープランです。

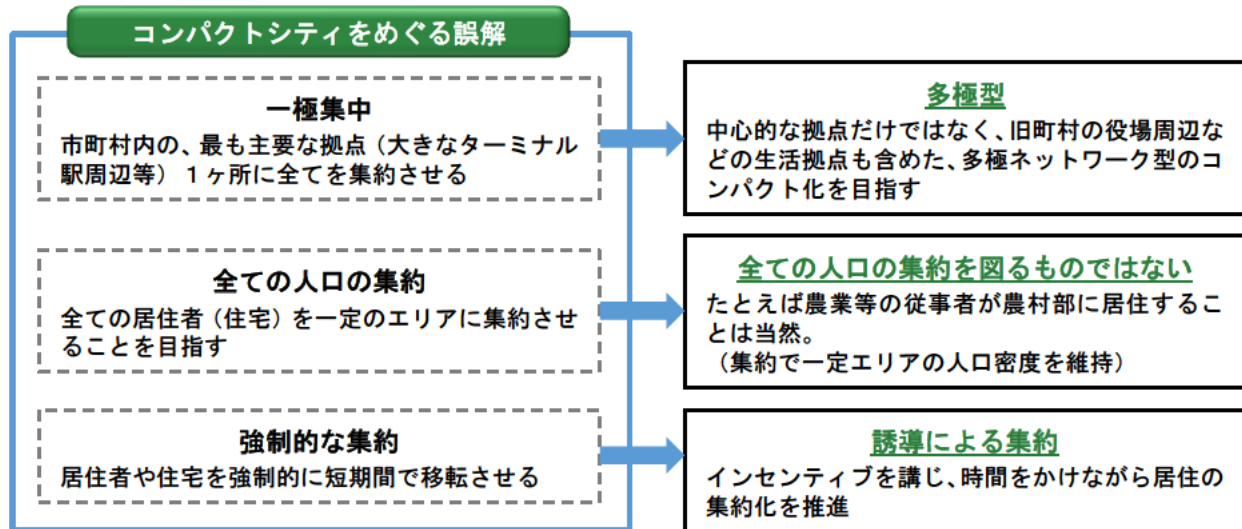
○人口減少や高齢化が進むなか、都市計画区域内に「居住誘導区域」や「都市機能誘導区域」を定め、この区域内に居住や都市機能を誘導することで、公共交通と連携した「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進するものです。



▲立地適正化計画のイメージ（非線引き区域の場合）

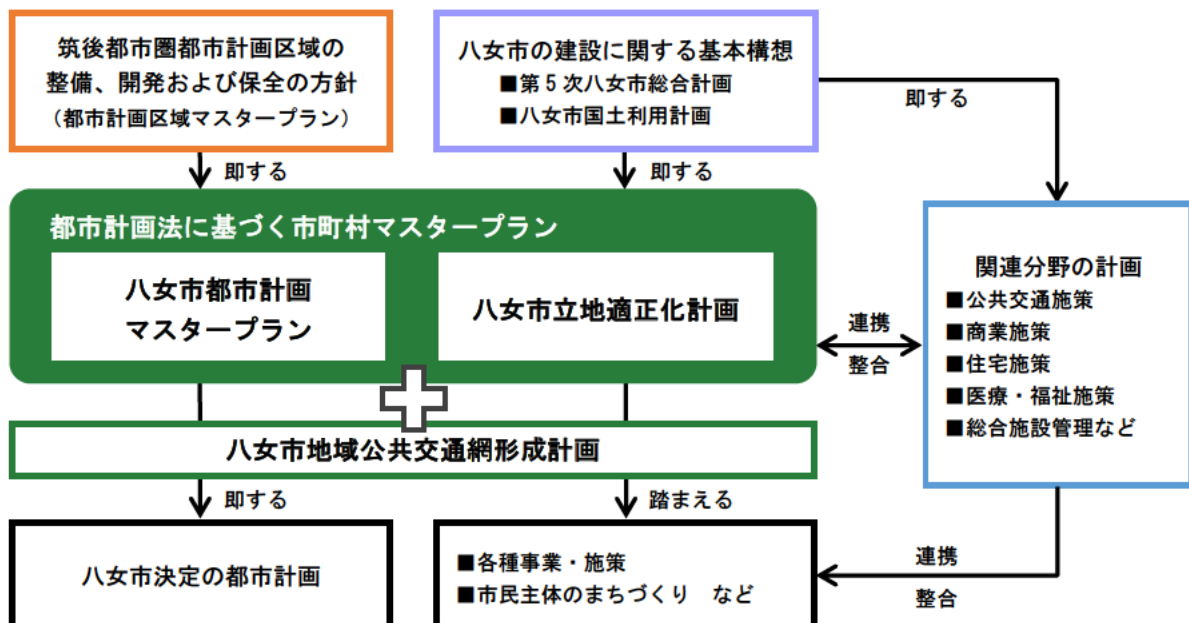
(3) コンパクトシティをめぐる誤解

- もっとも主要な拠点1ヶ所に全てを集約させるのではなく、中心拠点や副拠点・生活拠点等の多極的なコンパクト化を目指すものです。
- 全ての人口を集約するのではなく、一定エリアでの人口密度の維持を図ります。
- 強制的な集約ではなく、インセンティブを講じ、時間をかけて誘導による集約を行います。

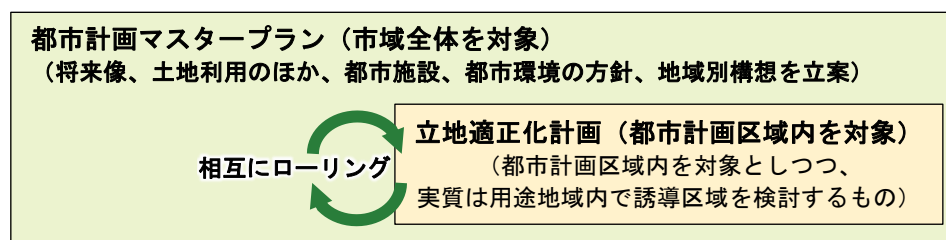


(4) 八女市における立地適正化計画の位置づけ

立地適正化計画は、都市再生特別措置法第81条に基づき、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる市町村マスタープランの高度化版です。八女市の最上位計画である「八女市総合計画」に即するとともに、公共交通などの関連計画と相互に連携を図りながら市町村が定めるものです。



▲ 立地適正化計画の位置づけ



▲ 立地適正化計画と都市計画マスタープランの関係性

（５）ＳＤＧｓとの関係

ＳＤＧｓ（Sustainable Development Goals）は、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、平成 27 年（2015 年）の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」のことであり、令和 12 年（2030 年）までを期限とする世界共通の目標です。持続可能な世界を実現するために 17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、経済・社会・環境を包含する統合的な取組を示しています。

国では、「ＳＤＧｓ実施指針改定版」（令和元年 12 月 20 日）において、「現在、日本国内の地域においては、人口減少、地域経済の縮小等の課題を抱えており、地方自治体におけるＳＤＧｓ達成へ向けた取組は、まさにこうした地域課題の解決に資するものであり、ＳＤＧｓを原動力とした地方創生を推進することが期待されている」とされています。

本計画は、第 5 次八女市総合計画を踏まえ、特に「1.貧困をなくそう」「8.働きがいも経済成長も」「9.産業と技術革新の基盤をつくろう」「11.住み続けられるまちづくりを」の観点からＳＤＧｓへの貢献を図るものです。



（６）計画対象区域

本計画の対象区域は、都市再生特別措置法第81条に基づき、都市計画区域に定めます。

（７）計画の目標年次

本計画の目標年次については、都市計画運用指針（国土交通省 第11版）において概ね20年後の都市の姿を展望し、併せてその先の将来も考慮することが必要とされており、次のように定めます。

目標年次：令和23年（2041年）